

ゼロカーボンシティひろさき推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、ゼロカーボンシティひろさき推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、弘前市域における2050年までの二酸化炭素実質排出量ゼロの実現及び我が国全体の脱炭素社会の実現に向けて、エネルギーの地産地消の推進及び再生可能エネルギーの導入拡大並びに当市の地域特性を踏まえた地域脱炭素に向けた取組を共に考え、創りあげること及び社会実装を図ることを目的とする。

(所管事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 前条に規定する目的の実現に向けた施策の推進に関する事項。
- (2) 前条に規定する目的の実現に向けて必要な情報の提供及び意見交換並びに情報発信に関する事項。
- (3) 先進事例の調査研究に関する事項。
- (4) その他、地域脱炭素に関する事項。

(構成)

第4条 協議会は、弘前市及び協議会の目的に賛同する会員をもって構成する。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

第6条 協議会を退会しようとする者は、その旨を事務局に申し出なければならない。

第7条 会長は、協議会に入会しようとする者が、次の各号に該当する場合は、入会申込書を受理しないものとする。

- (1) 暴力団(弘前市暴力団排除条例(平成24年弘前市条例第4号。以下「条例」という。)第2条に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者及び支配人をいう。)となっている法人
- 2 会長は、入会している者が、前項各号に該当することが判明した場合、その者を退会させることができる。

(協議会の役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 懇談会座長 1名
- (5) 懇談会委員 若干名
- (6) 部会長 各部会につき1名

2 会長は、弘前市長が務めるものとし、それ以外の役員については、第4条に規定する会員の中から総会において選出する。

3 役員任期は、2年とし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

4 懇談会座長は、懇談会を総括する。

5 部会長は、部会を総括する。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他会長が必要と認める事項

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(懇談会)

第11条 懇談会は、第8条に規定する役員のうち、懇談会座長及び懇談会委員、部会長で構成する。

2 懇談会は、会長が必要に応じ招集し、懇談会座長が議長を務める。

3 懇談会は、協議会の運営及び総会の付議事項等を協議する。

4 懇談会の議事は、前条第4項の規定を準用する。

(部会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について協議等をするため、協議会の中に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第13条 協議会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、関係機関等の職員等や専門家等とし、その参加について会長が認めた者とする。

3 オブザーバーは、第10条第1項の規程にかかわらず、総会に参加することができる。

4 オブザーバーは、前条第1項の規定にかかわらず、部会に参加することができる。

(会計)

第14条 協議会の運営に要する経費は、弘前市が予算の範囲内で負担する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の運営に要する経費には、補助金、協賛金をもって充てることができる。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 協議会の庶務を処理するため、弘前市市民生活部環境課に事務局を置く。

2 協議会の事務局長は、弘前市市民生活部長とする。

3 事務局及び事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月14日から施行する。

(役員任期に係る経過措置)

2 協議会設立年度に選任された役員任期は、第8条第3項の規程にかかわらず、協議会設立の日から令和9年3月31日までとする。

(総会の招集に係る経過措置)

3 本要綱の施行日以後最初に開かれる総会は、第10条第2項の規定にかかわらず、弘前市長が招集する。

(事業年度に係る経過措置)

- 4 協議会設立年度における事業年度は、第15条の規定にかかわらず、協議会設立の日から令和8年3月31日までとする。